

本 庁 各 部 課 長
警 察 大 学 校 長
科 学 捜 査 研 究 所 長
皇 宮 警 察 本 部 長
各 管 区 警 察 局 長
北 海 道 地 方 警 察 通 信 部 長
警 視 総 監
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長
東 京 都 通 信 部 長
(写 送 付 先)

警 察 庁 発 通 第 5 9 号
昭 和 3 0 年 1 1 月 1 7 日
警 察 庁 次 長

各 府 県 方 面 通 信 出 張 所 長

殿

警察通信規則の施行について

警察通信施設の維持、新增設、改修等の工務については警察通信工務要則（昭和 29 年警察庁訓令第 17 号）、警察無線の運用及び使用については警察無線通話要則（昭和 30 年警察庁訓令第 8 号）、警察有線電送の運用及び使用については警察有線電送要則（昭和 30 年警察庁訓令第 9 号）が既に制定され、それぞれ施行されているが、このたびあらたに国家公安委員会規則第 7 号をもって、別添のとおり、警察通信規則が制定され、昭和 30 年 12 月 1 日から施行されることとなつたので、左記各項を了知のうえ、運営に遺憾のないようされたい。

記

- 一 この警察通信規則は、警察通信工務要則、警察無線通信要則、警察有線電送要則の基本となるものであると同時に、今後、警察通信施設の維持管理その他警察通信に関し定められる訓令、通達等の基本となるものであること（第 1 条、第 7 条）。
- 二 第 2 条の趣旨は、警察通信工務要則第 4 条にも類似の規定があり、要則第 4 条の趣旨は昭和 29 年 12 月 3 日警察庁発通第 41 号「警察通信工務要則の施行について」にも示すとおり、警察通信施設の維持、新增設、改修等について、従来ややもすれば、都道府県警察は管区警察局委せにし、管区警察局もまた充分都道府県警察と連絡をとっていない憾みがあったので、相互に意志のそ通を図るよう注意的に規定したものであるが、本条はこれよりも広く、警察通信施設の維持、新增設、改修等は勿論、運用、使用の面についても相互の連絡協調を緊密にし、警察通信の能率的運営を期するよう規定したものであること。
- 三 第 3 条は、警察通信施設の維持、新增設、改修等の工務に従事する警察職員（専ら警察庁通信職員）及び警察通信の運用に従事する警察職員（警察庁通信職員及び都道府県警察の電話交換、超短波無線電話の取扱等に従事する職員）の心構えを示したものであつて、（一）迅速確実であること。（二）いかなる事態にも通信を確保すること。（三）防ちよう、防衛に努めること。（四）機動性を発揮すること。（五）端末機器はなるべく警察官が操作するよう簡易で信頼性があること等、警察の責務の遂行に即応するように通信そ通を図るよう工務においても運用においても努めるとともに、常に、警察通信の

工務、運用の進歩向上に努力しなければならない旨規定したものであること。

四 第4条は、警察通信を使用する際の警察職員全員の心構えを示したものであつて、警察通信はその使い方の巧拙によつて、機能を十二分に発揮できるか、どうかということになるので、警察職員は、通信の内容、使用の際の状況等に応じ適切な通信方法を選ぶ等、常に、通信機器の性能及びその使用方法を研究し、警察通信の各種機器及び方式を総合的に、かつ能率的に使用するよう努めなければならない旨規定したものであること。

五 第6条で「法令により使用することができる者」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条に定める「国家消防本部及び地方公共団体」、水防法（昭和24年法律第193号）第20条第2項に定める「建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者」及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第28条に定める「厚生大臣、都道府県知事、救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長又はこれらの者の命をうけた者」であり、「警察庁長官が特に承認した者」については、当分の間、昭和28年1月12日国警本部発通第3号「警察通信施設による他官公庁関係通信の取扱について」によらねたいこと。

警察通信規則

昭和 30 年 11 月 17 日国家公安委員会規則第 7 号

(沿革) 昭和 33 年 3 月 29 日国家公安委員会規則第 2 号改正

警察通信規則を次のように定める。

警察通信規則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、警察通信の正常かつ能率的な運営を図るため、警察通信施設の維持管理その他警察通信に関する基本を定めることを目的とする。

(連絡協調)

第 2 条 警察庁、管区警察局、東京都警察通信部、北海道警察通信部及び都道府県警察は、警察通信に関し、相互に緊密な連絡協調を保たなければならない。

(工務及び運用)

第 3 条 警察通信施設の維持、新增設、改修等の工務及び警察通信の運用に従事する警察職員は、常に、迅速、確実その他警察の責務の遂行に即応するように通信のそ通を図るとともに、警察通信の進歩向上に努めなければならない。

(総合使用)

第 4 条 警察職員は、通信の内容、警察通信の使用の際の状況等に応じ適当な通信方法を選ぶ等、常に、総合的かつ能率的に警察通信を使用するよう努めなければならない。

(警察目的以外の使用の禁止)

第 5 条 警察職員は、警察通信を使用するときは、警察の責務を遂行するため必要な事項以外の事項を通信内容としてはならない。

(部外使用の禁止)

第 6 条 警察通信は、警察職員、法令により使用することができる者又は警察庁長官が特に承認した者以外の者に使用させてはならない。

(警察通信の細則)

第 7 条 前 6 条に定めるもののほか、警察通信に関し必要な事項は、警察庁長官の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和 30 年 12 月 1 日から施行する。